



# 国道3号名島橋 国の登録有形文化財に登録

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所



多々良川に架かる一般国道3号の名島橋（福岡市東区）が、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として、平成30年5月10日に国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

## 名島橋の概要

名島橋（現橋：3代目）は、福岡県の直営事業として、第2国道改築事務所の手によって昭和8年に完成しました。福岡県第2国道改築事務所の所長であった後藤龍雄氏によって設計されたこの橋は、日本では珍しい鉄筋コンクリートアーチ構造の橋梁で、全体が白く輝く御影石に覆われています。

全長204.1m、全幅24.0mという大きな規模を誇る名島橋は、九州を縦貫する国道3号の、福岡市東区箱崎と名島の間を流れる多々良川に架かっています。

昭和32年までは、福岡県が管理していましたが、昭和33年以降は国が管理しています。

橋 長	204.1m
有効幅員	24.0m
構造形式	鉄筋コンクリートアーチ橋 7連
管 理 者	国土交通省（昭和33年から国管理）
交 通 量	66,647台/日（H27年度）
完 成 年 月	昭和8年3月（現橋〔3代目〕橋齢：85歳） 《参考》初代：文禄元年（1592年） 2代目：明治43年（1910年）

## 名島橋（3代目）の略歴

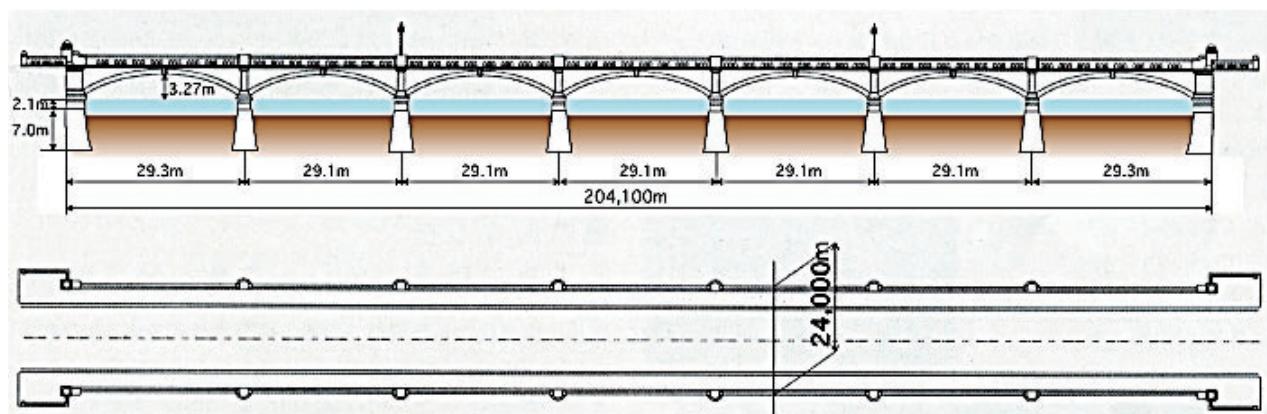
- 昭和 5 年 : 名島橋着工  
昭和 8 年 : 名島橋竣工  
平成 6 年 : 架設当時の照明灯・親柱を復元  
萬代橋（国道 7 号・新潟県）との兄弟縁組  
平成 16 年 : 土木学会選奨土木遺産に認定  
平成 19 ~ 25 年 : 大規模修繕事業を実施



▲ 2 代目 名島橋（大正時代）



▲ 3 代目 名島橋



## 登録有形文化財（建造物）とは

私たちの周りには、残していきたい風景がたくさんあります。身近な建造物であっても地域に親しまれている建物や、時代の特色をよく表したもの、再び作ることができないものは、貴重な文化財です。この文化財を守り、地域の資産として活かすための制度（文化財登録制度）が、平成 8 年に誕生しました。

登録有形文化財建造物は、50 年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。既に、11,000 件を超える建造物が登録されており、この制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されています。

なお、有形文化財は、重要文化財と登録有形文化財に大別され、重要文化財の場合には、現状変更（形状、材質、色合いなどの変更）する場合には、文化庁長官の「許可」が必要になりますが、登録有形文化財の場合には、現状変更のうち通常周囲から見える範囲（外観）のうち、4 分の 1 以下を変更する場合には、

文化庁長官に対して「届出」の必要がない(4分の1以上の現状変更については「届出」が必要となる)など、登録有形文化財は、重要文化財に比べ緩やかな規制となっています。

国が管理する橋梁としては、

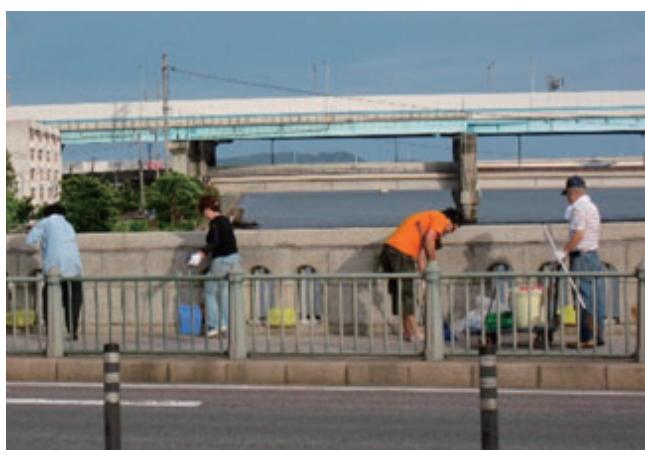
- ・ 笹津橋 (国道41号 富山県 北陸地方整備局管理)
- ・ 浅野川大橋 (国道157号 石川県 北陸地方整備局管理)
- ・ 犀川大橋 (国道157号 石川県 北陸地方整備局管理)

が登録有形文化財に登録されています。

また、今回、長崎県にある、一之橋、中之橋、鎮西橋（国道34号 九州地方整備局 長崎河川国道事務所管理）も登録有形文化財に登録されました。

## 地域の活動と登録有形文化財登録へ向けた地元要望

平成6年、名島橋（現橋）架設から60年目を期に、8月4日を「橋の日まつり」の日と定め、8月4日前後の日曜日の朝、名島商工連合会及び名島校区自治協議会が中心となり、地域住民や福岡国道事務所職員等が参加して、名島橋とその周辺の国道3号の清掃活動を実施しています。



【地域住民等による清掃活動の様子】

平成6年には、名島橋と同じ構造形式の鉄筋コンクリートアーチ橋であり、完成時期も近い新潟県新潟市の萬代橋（昭和4年完成）と兄弟橋の縁組みを行いましたが、萬代橋は、平成16年に重要文化財の指定受けていることから、地元名島校区自治協議会などとしては、名島橋も文化財として登録したいという思いがあり、福岡市や国に対して、文化財登録を求める要望書が提出されていました。

要望を受け、平成29年1月から、名島校区自治協議会、福岡市及び福岡国道事務所で、文化財登録へ

向けた協議を進め、平成 29 年度内の登録有形文化財（建造物）としての登録答申を目指し、手続きを開始しました。

## 登録有形文化財の登録までの流れ

文化庁に対する登録有形文化財の登録申請は、物件の所在地方公共団体である福岡市が行いました。名島橋を管理する福岡国道事務所は、申請事務を担当した福岡市経済観光文文化局 文化財部 文化財保護課と協議しながら、文化庁への申請に当たって必要な橋梁の図面（位置図、平面図、求積図等）及び写真を福岡市へ提供し、加えて、文化財登録手続きに対する同意書（道路管理者九州地方整備局長から福岡市長あて）を提出しました。

平成 29 年 10 月に福岡市から文化庁へ申請（意見具申）してから、文化審議会で登録答申がなされる平成 30 年 3 月まで、約 5 ヶ月間の時間を要しましたが、その間には、物件の名称、所在、構造・形式及び大きさ、所有者に関する事項等について、書面での意見照会がありました。所有者である国土交通省が、文化庁の調査官等による現地調査に立会することは、ありませんでした。

先日、平成 30 年 5 月 10 日には、官報告示され登録有形文化財として文化財登録原簿に登録されました。前述のとおり、今回の登録有形文化財への登録に向けて、地元名島校区自治協議会等から長年にわたり、強い要望がありました。今般、登録有形文化財へ登録されたことについて、名島校区自治協議会会长からは、「名島橋は地域にとって心の古里のようなもの、校区の皆と喜び合いたい。」という、お喜びの言葉をいただいており、登録証及び登録プレートが文化庁から所有者である国土交通省福岡国道事務所に交付された後には、名島校区自治協議会、福岡市及び福岡国道事務所で協力し、何らかのお披露目を実施することを検討しているところです。

## 最後に

今回の登録有形文化財への登録へ向けた動きは、地元要望をきっかけに始まり、申請者である福岡市と管理者である福岡国道事務所が連携することで、文化庁への申請のタイミングを逸することなく、当初の目標どおり平成 29 年度内の登録答申及び早期の登録が実現しました。引き続き、地域住民と協力して実施している清掃活動等を通じ、地元との連携を密にすることで、円滑な事業執行を図りたいと思います。

また、基幹道路である国道 3 号の安全・安心を確保するため、また、文化的価値が認められた名島橋の優美な姿を末永く維持していくため、適切な維持管理に努めて参ります。



▲ 損傷状況（剥離・鉄筋露出）



▲ 大規模修繕事業 補修状況